

第76回 税理士試験
〔 所得税法 〕
解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

Z－76－C〔第一問〕解 答

●はじめに

今回の本試験は、理論問題は、解答量は少ないものの、実務的な要素の多い問題で解答に手間取る出題であった。また、計算問題では、2人分の所得・税額計算が要求されたことから、やや問題の量も多く、また、判断に迷う項目も多々あり、やはりスムーズに解くことはできない問題であった。しかし、理論・計算ともに、解答が可能な部分と、解答が難しい（解答しづらい）部分とがはっきりわかれる問題であったため、その解答が可能な部分に集中して解答し、得点を積み重ねることができたかどうかポイントになると思われる。

Z－76－C〔第一問〕解 答

問 1（30点）

居住者甲は、卸売業を営んでおり、取引先に自動車で商品を配達している途中で、不注意で交通事故を起こした。そのため、その相手方に怪我に対する損害賠償金を支払った。

別日に、同じく商品を配達している途中で、交通事故にあい、甲は怪我を負うとともに配達中の商品が破損した。そのため、相手方が契約する損害保険会社から、怪我に対する損害賠償金及び商品に対する損害賠償金（商品の販売価額相当額）を受け取った。

また、この交通事故により配達に使用する自動車が破損し修理に1か月を要したので、相手方が契約する損害保険会社から、1か月間休業することに対する休業補償金（1か月分の売上を補償するもの）を受け取った。

上記設例を前提として、(1)～(3)の間に回答しなさい。

(1) 甲が支払った損害賠償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

(2) 甲が受け取った怪我に対する損害賠償金、商品に対する損害賠償金の所得税法上の取扱いについてそれぞれ簡潔に説明しなさい。

(3) 甲が受け取った休業補償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

(1)について 10

卸売業を営む居住者甲が商品配達中に不注意で起こした事故について甲に故意又は重大な過失がある場合には、相手方に支払った損害賠償金は、甲の事業所得の金額の計算上必要経費に算入しない。

反対に、甲に故意又は重大な過失がない場合には、その損害賠償金は、甲の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(2)について 10

- ① 怪我に対する損害賠償金
- イ 怪我に対する損害賠償金は、心身の損害につき支払を受けるものであるため非課税とされる。
- ロ 上記イの損害賠償金のうち、医療費を補てんするものとして支払いを受けるものは、医療費控除額の計算上、医療費の額から控除する。
- ② 商品に対する損害賠償金
- 商品に対する損害賠償金は、卸売業に係る収入金額に代わる性質を有するものであるため、甲の事業所得に係る収入金額とする。

(3)について 10

自動車の損害に基因して1か月間休業することに対する休業補償金は、非課税とされない。この休業補償金は卸売業に係る収入金額に代わる性質を有するものであるため、甲の事業所得に係る収入金額とする。

問2（20点）

令和8年1月から個人事業主として飲食業を営む居住者甲は、令和8年分から青色申告の承認を受けており、令和8年分所得税確定申告において青色申告特別控除65万円の適用を受けたいと考えている。甲は、開業から一貫して会計ソフトを利用して複式簿記で記帳し、仕訳帳及び総勘定元帳を作成している。なお、利用する会計ソフトは、入力した取引の内容の訂正・削除履歴が残らず、また、その取引の日付等を検索する機能を有していない。

確定申告書の提出は、会計ソフトを利用して作成した貸借対照表と損益計算書を書面の確定申告書に添付して確定申告期限内に行う予定である。

この場合において、甲が青色申告特別控除65万円の適用を受けるために実施すべきことを、65万円控除の要件を明らかにして簡潔に説明しなさい。

なお、青色申告特別控除65万円の適用を受けるための方法が複数ある場合には、全てに言及すること。

1 甲が青色申告特別控除65万円の適用を受けるために実施すべきこと 10

甲が利用する会計ソフトは、入力した取引の内容の訂正・削除履歴が残らず、また、その取引の日付等を検索する機能を有していないため、優良な電子帳簿の要件を満たしていない。

また、確定申告書等の提出を書面により提出することとしているため、現状では、青色申告特別控除65万円の適用は受けられない。

甲は、次のいずれかの方法によることで65万円の控除を適用することが可能となる。

- ① 優良な電子帳簿の要件を満たすことができる会計ソフトにより帳簿を作成し、令和9年3月15日までに一定の届出書を提出する。
- ② 電子申告（e-Tax）の方法により確定申告書を送信する。

2 青色申告特別控除65万円の要件 10

(1) 青色申告者で飲食業を営むものが、帳簿書類を備え付けて、これに、これらの所得の金額に係る一切の取引を詳細に記録し、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① その年分の仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たしており、一定の届出書を税務署長に提出していること。
- ② その年分の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに、電子申告（e-Tax）していること。

(2) この規定は、e-Tax適用者を除き、確定申告書にこの規定の適用を受ける旨及び控除額の計算に関する事項の記載並びに帳簿書類に基づき作成された貸借対照表、損益計算書等の添付があり、かつ、確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り適用する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点は、問 1 が30点、問 2 が20点となります。

▶解答への道◀

問 1

問題文に示された事例に基づいて、支払った損害賠償金、受け取った損害賠償金についての取扱いを問うオーソドックスな問題であった。

事業上支払う損害賠償金については、甲に故意又は重大な過失があったかどうかにより、必要経費算入の可否が分かれるが、「不注意による事故」というだけでは、そのいずれであるかが不明瞭であるため、両方を回答する必要がある。

また、受け取った損害賠償金については、怪我によるものは非課税とされるが、医療費補てん目的のものであれば、医療費控除額の計算上控除すべきこと、また、商品の損害についての損害賠償金や、自動車の損害に基因して受ける休業補償金は、収入金額に代わる性質のものであるため、事業所得に係る収入金額とされることとなる。

問 2

問題文に示された事例に基づいて、青色申告特別控除65万円の適用要件について問う問題であった。

青色申告特別控除65万円については、優良な電子帳簿の要件を満たしたうえで、一定の届出書を提出するパターンと、確定申告書等の提出をその提出期限までに電子申告（e-Tax）するパターンがあるため、両者について言及する必要がある。

Z－76－C〔第二問〕解 答

問

被相続人甲

各種所得の金額の計算 (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
事業所得	4,958,420	1 総収入金額 (1) 行政書士業収入 ① 助成金申請書作成代行報酬 $1,000,000 - 500,000 + 100,000 = 600,000$ 2 ② 遺産分割協議書作成報酬 $650,000 + 20,000 = 670,000$ 2 ③ 許認可申請代行報酬 2,500,000 ④ 合計 3,770,000 (2) 雑収入 $5,200,000 - 2,001,000 - 79,580 = 3,119,420$ (3) 総収入金額の合計額 6,889,420 2 必要経費 (1) 租税公課 $60,000 + 3,000 - 5,000 = 58,000$ 2 (2) 地代家賃 1,050,000 (3) 消耗品費 $200,000 - 150,000 = 50,000$ 2 (4) 雑費 $150,000 - 27,000 = 123,000$ (5) 貸倒損失 令和5年に回収不能となった未収金額250,000は、令和5年分の必要経費であるため、本年分の事業所得の必要経費に算入できない。 2 (6) 必要経費の合計額 1,281,000 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 \geq 650,000 \therefore 650,000$ 4 事業所得 $1 - 2 - 3 = 4,958,420$

被相続人甲

各種所得の金額の計算（続き） (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得	0	1 収入金額 100,000×6=600,000 2 ※ 乙が受ける7/15支給役員報酬は非課税 2 給与所得控除額 650,000 3 1－2<0 ∴ 0
退職所得	0	乙が受ける小規模企業共済の共済金は非課税
配当所得	100,000	A社配当金 79,580÷0.7958=100,000

相続人乙

I 各種所得の金額の計算 (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
不動産所得	0	1 総収入金額 (1) 家賃収入 $2,300,000 + 50,000 \times 2 = 2,400,000$ (2) 総収入金額の合計 $2,400,000$ 2 2 必要経費 (1) 租税公課 $50,000 - 5,000 = 45,000$ (2) 保険料 $36,000 - 12,000 = 24,000$ (3) 貸倒損失 令和2年分の未収家賃40,000の回収不能額は令和2年分の不動産所得の金額を減額する 2 (4) 建替費用 $1,060,000 + 240,000 = 1,300,000$ 2 ※ 設計費用は新アパートの取得価額に算入 (5) 減価償却費 $20,000,000 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{9}{12} = 621,000$ (6) 資産損失 ① $2,612,000 - 621,000 = 1,991,000$ ② $1 - 2(1)(2)(3)(4)(5) = 410,000$ ③ ① > ② ∴ 410,000 (やり方 2) (7) 必要経費の合計 $2,400,000$ 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 = 0$ ∴ 0 4 不動産所得 $1 - 2 - 3 = 0$

相続人乙

I 各種所得の金額の計算（続き） (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得	2 6,750,000	1 収入金額 8,700,000 ※ 令和7年分の未払残業代は令和7年分の給与所得 2 給与所得控除額 1,950,000 3 1－2＝6,750,000
配当所得	200,000	A社株式みなし配当 30,000×10株－10,000×10株＝200,000 ※ 相続税額がないため、みなし配当課税あり
譲渡所得 一般株式等の譲渡所得 等	2 △50,000	A社株式 (30,000×10株－200,000)－15,000×10株＝△50,000
総合短期 総合長期	0 300,000	1 譲渡損益 (1) 総合短期 ノートパソコンの譲渡損失はないものとみなす 2 (2) 総合長期（金地金） 1,300,000－500,000＝800,000 2 2 特別控除 800,000－500,000＝300,000（総合長期）

相続人乙

Ⅱ 課税標準額の計算		(単位：円)
区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	10, 110, 000	(1) 所得金額調整控除 ※ $6, 750, 000 - 20, 000 = 6, 730, 000$ ※ $(8, 700, 000 - 8, 500, 000) \times 10\% = 20, 000$ 2 (2) 総所得金額 $6, 730, 000 + 200, 000 + 300, 000 \times \frac{1}{2} + 3, 030, 000$ $= 10, 110, 000$
長期譲渡所得の金額	4, 647, 500	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	0	一般株式等に係る譲渡所得等の損失の金額は生じなかったものとみなす
課税標準額の合計額	14, 757, 500	

相続人乙

Ⅲ 所得控除額の計算		(単位：円)
区 分	金 額	計 算 過 程
医療費控除	2 600, 000	$200, 000 + 500, 000 = 700, 000$ ※ $700, 000 - 100, 000 = 600, 000$ ※ $14, 757, 500 \times 5\% \geq 100, 000 \quad \therefore 100, 000$
社会保険料控除	1, 296, 300	
生命保険料控除	2 115, 000	(1) 一般分（23歳未満の扶養親族あり） $45, 000 + (100, 000 - 60, 000) \times \frac{1}{4} = 55, 000$ (2) 個人年金分 $150, 000 > 80, 000 \quad \therefore 40, 000$ (3) 介護医療分 $20, 000 \leq 20, 000 \quad \therefore 20, 000$ (4) $(1) + (2) + (3) = 115, 000$
配偶者控除	0	合計所得金額が1, 000万円を超えるため適用なし
配偶者特別控除	0	合計所得金額が1, 000万円を超えるため適用なし
扶養控除	2 630, 000	1 丁の判定 $1, 800, 000 - 650, 000 = 1, 150, 000 > 580, 000 \quad \therefore$ 非該当 2 戊の判定 $2, 150, 000 - 1, 600, 000 = 550, 000 \leq 580, 000$ $\therefore 630, 000$ （特定）
特定親族特別控除	2 110, 000	1 丁の判定 $580, 000 < 1, 150, 000 \leq 1, 230, 000$ $1, 100, 000 < 1, 150, 000 \leq 1, 150, 000 \quad \therefore 110, 000$ 2 戊の判定 $550, 000 \leq 580, 000 \quad \therefore$ 非該当
基礎控除	580, 000	$6, 550, 000 < 14, 757, 500 \leq 23, 500, 000 \quad \therefore 580, 000$
所得控除の合計額	3, 331, 300	

相続人乙

Ⅳ 課税所得金額の計算		(単位：円)	
区 分	金 額	計 算	過 程
課税総所得金額	6, 778, 000	$10, 110, 000 - 3, 331, 300 = 6, 778, 000$ (千円未満切捨)	
課税長期譲渡所得の金額	4, 647, 000	相続後譲渡までの間に、貸付けの用に供しているため、3, 000万円特別控除は適用なし 2 (千円未満切捨)	
課税一般株式譲渡所得金額	0		

Ⅴ 税額控除額及び税額の計算		(単位：円)	
区 分	金 額	計 算	過 程
課税総所得金額に対する税額	928, 100	$6, 778, 000 \times 20\% - 427, 500 = 928, 100$	
課税長期譲渡所得金額に対する税額	697, 050	$4, 647, 000 \times 15\% = 697, 050$	
課税一般株式譲渡所得金額に対する税額	0		
差引所得税額	1, 625, 150		
配当控除	2 10, 000	$200, 000 \times 5\% = 10, 000$	
住宅借入金等特別控除	2 246, 700	$150\text{m}^2 \geq 50\text{m}^2$ 、 $14, 757, 500 \leq 20, 000, 000$ ∴ 適用あり 特例対象個人に該当しない $39, 800, 000 > 45, 250, 000 - 10, 000, 000 = 35, 250, 000$ ∴ 35, 250, 000 $35, 250, 000 \leq 45, 000, 000$ ∴ 35, 250, 000 $35, 250, 000 \times 0. 7\% = 246, 700$ (百円未満切捨)	
差引所得税額	1, 368, 450		
復興特別所得税額	28, 737	$1, 368, 450 \times 2. 1\% = 28, 737$	
所得税及び復興特別所得税の額	1, 397, 187		
所得税等の源泉徴収税額	674, 040	$633, 200 + 200, 000 \times 20. 42\% = 674, 040$	
所得税等の申告納税額	723, 100	(百円未満切捨)	
所得税等の予定納税額	0		
納付すべき税額又は還付される税額	723, 100		

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

理論の問1については、損害賠償金等を支払った場合と受け取った場合の取扱いが問われたが、講義内で十分に対策していた論点であるため、精度高く解答できたのではないだろうか。

問2については、65万円の青色申告特別控除の要件と実施すべき事項が問われたが、計算の知識も踏まえながら、出来る限り問題に即した解答ができるかがポイントになると思われる。

計算問題については、前回本試験に引き続き、1題形式での出題であったが、被相続人と相続人の両者の所得・税額計算をさせる問題であったため、事実上の2題出題といえる。そのため、ボリュームも多く、また、実務的な論点で判断に迷うものが多く出題されており、例年と比べ譲渡所得の出題は少なかったものの、得点はさほど伸びないのではないかとと思われる。

●合格ライン

〔第一問〕

問1の合格確実ラインは28点、合格ラインは24点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは10点、合格ラインは8点程度であると思われる。

〔第二問〕

合格確実ラインは34点程度、合格ラインは26点程度であると思われる。

合格ラインは、第一問が32点前後、第二問が26点前後、合計58点前後と考えられる。
合格確実ラインは、第一問が38点前後、第二問が34点前後、合計72点前後と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
58 点以上	－	次の科目に進みましょう。
53 点～57 点	－	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
48 点～52 点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。
47 点以下	－	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。